



島根県報

平成23年4月15日（金）

号外 第 106 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により赤ちゃんほっとルーム整備事業補助金の交 付の対象等を定める告示 （青少年家庭課） 2

告 示**島根県告示第306号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、赤ちゃんほっとルーム整備事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみんなで子育て応援施設設備整備事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第636号）は、廃止する。

平成23年 4月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

赤ちゃんほっとルーム整備事業補助金

2 交付の目的

乳幼児を連れた家族が外出時に自由に利用することができるトイレ、おむつ替え、授乳等のための施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助することにより、当該家族の子育てを支援することを目的とする。

3 交付の対象

別に定めるこころ協賛店として県に登録している企業及び個人事業者（本補助金の交付の申請と同時に登録する場合も含む。）

4 交付の対象となる事業、経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象となる事業	経 費	交付の率	交付の限度額
(1) おむつ替えのためのベビーベッド等の整備	事業の実施に必要な施設及び設備を整備するための備	経費の実支出額（寄附金その他の収入額を控	150,000円（2以上の事業を行う場合の限度額は、250,000円とする。）
(2) 授乳のためのついたて、カーテン等の整備	品購入費、工事費及び附帯費用（事務費等を除く。）	除した額をいう。）の10分の10以内	
(3) 父母がトイレを利用する間の乳幼児の安全を確保するためのベビーチェア等の整備			

注 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。